

学習用端末貸与・購入費一部補助について

端末の貸与

住民税非課税世帯

【基準】 道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 が非課税

(参考) 世帯年収の目安 (※) : 270万円未満

【申請書類】

- ① 茨城県立高等学校等学習者用端末等貸与申請書及び承諾書 (様式第1号)
- ② 課税証明書や非課税証明書等、保護者等全員の
「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税と判断できる書類

- ・生活保護受給証明書(生活扶助を受けている場合に限る)の提出がある場合は、当該証明書をもって非課税であるとみなす
- ・端末のみ/モバイルルータ (通信契約及び通信料は利用者負担) のみの貸与も可
- ・失業や給料激減等により家計が急変した世帯も貸与を可とする (現状が住民税非課税世帯と同等と認められるケースを想定)

【申請期限】

令和8年4月17日

※随時受付をしておりますが、目安として新年度の申し込みの期限を設けております。

端末購入費の一部補助

住民税非課税世帯に準ずる世帯（非課税世帯除く）

【基準】 課税標準額（総所得）× 6%－調整控除額（市町村民税相当分）が 51,300円未満

（参考）世帯年収の目安（※）：270万円以上350万円未満

【補助率】 端末本体購入代金（税込）の 1/2（補助上限額：27,500円）

【申請書類】

- ① 令和8年度茨城県立高等学校等端末購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 課税証明書（令和7年度分）
※課税標準額（総所得）及び調整控除額（市町村民税分）が記載された書式での発行であること
- ③ 端末購入の領収書等（納品書・請求書は不可）
 - ・ 令和8年3月19日以降の日付
 - ・ 端末購入代金
（領収書の金額が付属品等含めた総額の場合は、但し書き等で明記すること）
 - ・ 端末商品名、端末型番（記載がない場合、カタログ等添付）
 - ・ 販売事業者名の明記

※販売事業者から領収書が発行されない場合

→端末購入本体金額がわかる書類（明細書等）＋支払ったことがわかる証明書類（銀行振込の領収書等）

留意事項

②課税証明書

- ・ 道府県民税及び市町村民税所得割額が「0円（非課税）」となっていないか。
→「貸与」申請へ（補助対象外）
- ・ 市町村民税所得割額が「51,300円」以上となっていないか。
→51,300円以上は、この時点で補助対象外
- ・ 課税標準額（総所得）及び調整控除額の記載があるか

③領収書等

- ・ 端末本体の金額が記載されていること（「端末一式〇〇円」は×）
- ・ 領収書の日付が、**令和8年3月19日（説明会）以降**になっているか。
（それ以前の日付の場合は、補助対象外）
- ・ **端末代金をポイントで支払った分は対象とならない。**
（付属品へのポイント利用は可のため、メモ等にその旨を記載して添付）

【申請期限】 <厳守>

令和8年6月1日 ※納品されていない場合でも期限までに申請が必要です

【提出先・問い合わせ】

茨城県立土浦第三高等学校 事務室 TEL 029-821-1605